

電子入札における「辞退届」の提出方法の取扱いについて

平成 26 年 3 月 14 日
契 約 課

電子入札において入札を辞退するときは、原則、電子入札システムを介して「辞退届」を提出することとなっていますが、システム障害やパソコンの不具合、その他やむを得ない事情により電子入札システムで「辞退届」を提出できないときは、つぎのとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

1 「辞退届」の提出方法

やむを得ない事情により電子入札システムで提出できないときは、つぎのいずれかの方法により提出してください。

(1) 契約課宛にファクシミリで送付する。(契約課 FAX : 0898-32-5284)

(2) 契約課窓口へ直接持参する。

※ ファクシミリで提出したときは、後日原本の提出を求めます。また、直接持参するときは、必ず原本を提出してください。

※ ファクシミリで提出したときは、送信後直ちに契約課に電話連絡し、確実に届いているかどうかを必ず確認してください。(契約課 TEL : 0898-36-1560)

2 「辞退届」の様式

契約課ホームページに掲載している「入札辞退届」(第4号様式)に必要な事項を記入、届出印を必ず押印のうえ提出してください。

3 「辞退届」の提出期限

やむを得ず上記1により「辞退届」を提出する場合でも、当該入札案件に設定されている「入札書受付締切予定日時」までに、必ず提出してください。

4 注 意 事 項

- (1) 電子入札システムと同様に、一旦提出された「辞退届」は取り消すことはできません。また、入札書提出後に「辞退届」は提出できませんので、十分注意してください。
- (2) 特定建設工事共同企業体を結成し一般競争入札に参加する場合も、この取扱いを適用します。(事後審査型一般競争入札に参加する共同企業体は、電子入札システムでの「辞退届」は提出できませんので、上記1により提出してください。)
- (3) 如何なる理由があっても「入札書」又は「辞退届」が提出期限までに提出されないときは、無断欠席扱いとなり、その行為が複数回繰り返されるなど不誠実な行為とみなされるときは、今治市建設工事指名停止措置要綱に基く指名停止措置等の対象となりますので、十分注意してください。

5 その他留意事項

上記のほか、パソコン等の不具合、ICカード有効期限の失効など、電子入札システムでの入札手続きに支障が生じているとき、または生じる可能性があるときは、直ちに契約課に連絡してください。